政令第三百九十四号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行令

内閣は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第七条第四項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十九条第一項、第三十七条第二項、第三十八条第四項及び第五項、第四十一条第三項並びに第八十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）中審査請求に関する規定（同令第十七条を除く。）は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第七条第一項の規定による異議の申出について準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

附　則

この政令は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

農林水産大臣　森山　**裕**
内閣総理大臣　安倍　晋三

日本銀行法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十一月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百九十五号

日本銀行法施行令の一部を改正する政令

内閣は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第六十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

日本銀行法施行令（平成九年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の次に次の一条を加える。

（債券取引損失引当金に係る経過措置）

第一条の二　第十五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「債券をいう。次項」とあるのは「債券をいう。以下この条」と、「損失の額（債券にあっては、費用の額）」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の日本銀行法施行令附則第一条の二の規定は、平成二十七年四月一日に始まる事業年度から適用する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

府　令

○内閣府令第六十六号

食品安全委員会令（平成十五年政令第二百七十三号）第一条第一項の規定に基づき、食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十一月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成十五年内閣府令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三号中「飼料添加物の安全性についての確認を行おうとするとき。」の下に「同2ただし書の規定により基準を定めようとするとき」を加える。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第六十七号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第八条第二項及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）第二条第三項の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十一月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項第一号中「第一条第一項の表の非対象区分」を「第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分」を「第一条第二項の表の非対象区分」に、「第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分」に改める。

第十条第二項第一号中「第一条第一項の表の非対象区分」を「第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分」を「同条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分」に改める。

第三十二条第三項第一号中「第一条第一項の」を「第一条第一項第一号に掲げる」に、「同条第二項の」を「同条第二項第一号に掲げる」に改める。

（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第九項中「第一条第八項」を「第一条第十二項」に、「第三条第七項」を「第三条第十一項」に、「農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項」を「農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項」に改める。

（金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令及び金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部改正）

第三条　次に掲げる内閣府令の規定中「第一条第八項」を「第一条第十二項」に、「第三条第七項」を「第三条第十一項」に改める。

一　金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十八号）　第五条第六項

二　金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）　第十条の二第六項

附　則

この府令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。